



報道機関 各位

記者発表資料
令和2年5月28日（木）
問い合わせ先：税制課
課長：須田 哲矢
担当：本田、福田
電話：829-1159

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を実施します

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、次のとおり、市税等に係る特例措置を講じます。

1 徴収の猶予制度の特例（令和2年5月1日から実施）

収入が相当程度減少（前年同期比概ね20%以上の減少）した方に対し、申請により無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収を猶予します。

2 固定資産税等の特例

- ・ 厳しい経営環境にある一定の中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の税額を2分の1又はゼロとします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えると同時に、適用期限を2年延長します。

3 イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用

新型コロナウイルスの影響で中止となった一定のイベント等の代金の払戻しを受けなかった方に対し、その代金を個人住民税の寄附金控除の対象とします。

4 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、住宅への入居が遅れた場合でも、期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件を弾力化する。

5 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の期限延長

軽自動車の取得時にかかる環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、適用期限を6か月延長します。

※ 2～5の実施については、市議会での関係条例の成立及び施行が前提となります。